

令和 4 年度

臨時総会資料

目 次

| | | |
|---------|----------------------------------|---------|
| 議案第 1 号 | 令和 4 年度収支予算書（案）について | … P 1 ~ |
| 議案第 2 号 | 秋田県農業再生協議会規約並びに諸規程の改正（案） について | … P 3 ~ |

令和 4 年 8 月

秋田県農業再生協議会

令和4年度収支予算書(案)
(令和4年〇月〇日～令和5年3月31日)

5. 肥料コスト低減体系緊急転換事業会計

| | | |
|------|---------|---|
| 収入総額 | 500,000 | 円 |
| 支出総額 | 500,000 | 円 |
| 差引金額 | 0 | 円 |

【収入の部】

| 区分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減 | 備考 |
|---------------------|---------|--------|---------|----|
| 肥料コスト低減体系緊急転換事業費補助金 | 500,000 | 0 | 500,000 | 国庫 |
| 雑収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 500,000 | 0 | 500,000 | |

【支出の部】

| 区分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減 | 備考 |
|----------|---------|--------|---------|----|
| 取組実施者補助金 | 400,000 | 0 | 400,000 | |
| 県協議会事業費 | 100,000 | 0 | 100,000 | ※ |
| 計 | 500,000 | 0 | 500,000 | |

※：支払手数料、旅費等

令和4年度収支予算書(案)
(令和4年〇月〇日～令和5年3月31日)

6. 肥料価格高騰対策事業会計

| | | |
|------|---------------|---|
| 収入総額 | 2,469,609,000 | 円 |
| 支出総額 | 2,469,609,000 | 円 |
| 差引金額 | 0 | 円 |

【収入の部】

| 区分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減 | 備考 |
|----------------|---------------|--------|---------------|----|
| 肥料価格高騰対策事業費補助金 | 2,469,609,000 | 0 | 2,469,609,000 | 国庫 |
| 雑収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 2,469,609,000 | 0 | 2,469,609,000 | |

【支出の部】

| 区分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減 | 備考 |
|----------|---------------|--------|---------------|----|
| 取組実施者支援金 | 2,465,925,000 | 0 | 2,465,925,000 | |
| 県協議会事業費 | 3,684,000 | 0 | 3,684,000 | ※ |
| 計 | 2,469,609,000 | 0 | 2,469,609,000 | |

※：支払手数料、旅費等

議案第2号 秋田県農業再生協議会規約
並びに諸規程の改正（案）について

1 改正理由

令和4年度国事業等「肥料コスト低減体系緊急転換事業」「肥料価格高騰対策事業」の実施等により、協議会規約及び諸規程の改正を行う。

2 改正する規約及び諸規程

（1）規約

第4条（事業）

（2）諸規程

① 事務処理規程

第3条（事務処理体制）

② 会計処理規程

第2条（適用範囲）、第4条（会計区分）、第8条（経理責任者）

③ 文書取扱規程

第4条（文書管理責任者）

3 改正条文新旧対照表

別紙のとおり

秋田県農業再生協議会規約 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| <p>(事業) 第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。 (2) 水田収益力強化ビジョンの推進に関すること。 (3) 県域の主食用米の「生産の目安」の提示に関すること。 (4) 農地の利用集積に関すること。 (5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。 (6) 担い手の育成・確保に関すること。 (7) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関すること。 (8) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の推進に関すること <u>(9) 肥料コスト低減体系緊急転換事業に関すること</u> <u>(10) 肥料価格高騰対策事業に関すること</u> <u>(11) その他、地域農業を振興するため必要なこと。</u></p> <p>2 (略)</p> | <p>(事業) 第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。 (2) 水田収益力強化ビジョンの推進に関すること。 (3) 県域の主食用米の「生産の目安」の提示に関すること。 (4) 農地の利用集積に関すること。 (5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。 (6) 担い手の育成・確保に関すること。 (7) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関すること。 (8) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の推進に関すること (9) その他、地域農業を振興するために必要なこと。 2 (略)</p> |

秋田県農業再生協議会 事務処理規程 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(事務処理体制)</p> <p>第3条 県協議会の事務処理は、県協議会規約第21条第2項各号の事務局が次に掲げる事務を分担して行うものとし、各事務の区分ごとに責任者を置く。</p> <p>【責任者】</p> <p>【事務の区分】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農林水産部（以下「県」という。） 水田総合利用課長</p> <p>(2) 農地の利用集積に係る事務 県農林政策課長</p> <p>(3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 県農山村振興課長</p> <p>(4) 担い手の育成・確保に係る事務 県農林政策課長 一般社団法人秋田県農業会議事務局長</p> <p>(5) 産地ペワーアップ事業に係る事務 県園芸振興課長</p> <p>(6) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 県水田総合利用課長</p> <p>(7) 肥料コスト低減体系緊急転換事業に係る事務 <u>県水田総合利用課長</u></p> <p>(8) 肥料価格高騰対策事業に係る事務 <u>県水田総合利用課長</u></p> | <p>(事務処理体制)</p> <p>第3条 県協議会の事務処理は、県協議会規約第21条第2項各号の事務局が次に掲げる事務を分担して行うものとし、各事務の区分ごとに責任者を置く。</p> <p>【責任者】</p> <p>【事務の区分】</p> <p>(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農林水産部（以下「県」という。） 水田総合利用課長</p> <p>(2) 農地の利用集積に係る事務 県農林政策課長</p> <p>(3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 県農山村振興課長</p> <p>(4) 担い手の育成・確保に係る事務 県農林政策課長 一般社団法人秋田県農業会議事務局長</p> <p>(5) 産地ペワーアップ事業に係る事務 県園芸振興課長</p> <p>(6) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 県水田総合利用課長</p> <p>(7) 過年度の実施対策・事業に係る事務 県水田総合利用課長</p> <p>(8) 県協議会総務事務 秋田県農業協同組合中央会常農政部次長</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| (9) 過年度の実施対策・事業に係る事務 県水田総合利用課長 | |
| (10) 県協議会総務事務 秋田県農業協同組合中央会當農政部次長 2 略 | |

秋田県農業再生協議会 会計処理規程 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---------|---|
| (適用範囲) | (適用範囲) 第2条 県協議会の会計業務に関しては、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）、農林水産物・食品輸出促進対策金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱（令和3年1月29日付け2政統第1914号農林水産事務次官依命通知）、 <u>肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱</u> （令和3年12月20日付け3農產第2155号農林水産事務次官依命通知）及び秋田県農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるものによる。 |
| (会計区分) | (会計区分) 第4条 県協議会の会計区分は以下に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度毎に区分経理する。 (1) 経営所得安定対策等推進事業会計 (2) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務会計 (3) 認定農業者等育成支援事業会計 (4) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業会計 <u>(5) 肥料コスト低減体系緊急転換事業会計</u> <u>(6) 肥料価格高騰対策事業会計</u> |
| (経理責任者) | 2 略 |
| (経理責任者) | 第8条 事務処理規程に定める事務に応じて経理責任者を置く。 |
| (経理責任者) | 第8条 事務処理規程に定める事務に応じて経理責任者を置く。 |

| | |
|---|--|
| 新 | 旧 |
| <p>2 各事務の区分ごとの経理責任者は、次のとおりとする。</p> <p>(事務の区分)</p> <p>(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農業協同組合中央会當農農政部次長 一般社団法人秋田県農業会議事務局長</p> <p>(2) 過年度の実施対策・事業に係る事務 秋田県農林水産部水田総合利用課長</p> <p>(3) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務、認定農業者等育成支援事業に 係る事務 秋田県農林水産部水田総合利用課長</p> <p>(4) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 秋田県農林水産部水田総合利用課長</p> <p>(5) <u>肥料コスト低減体系緊急転換事業</u> <u>秋田県農林水産部水田総合利用課長</u></p> <p>(6) <u>肥料価格高騰対策事業</u> <u>秋田県農林水産部水田総合利用課長</u></p> <p>3 略</p> | <p>2 各事務の区分ごとの経理責任者は、次のとおりとする。</p> <p>(経理責任者)</p> <p>(事務の区分)</p> <p>(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農業協同組合中央会當農農政部次長 一般社団法人秋田県農業会議事務局長</p> <p>(2) 過年度の実施対策・事業に係る事務 秋田県農林水産部水田総合利用課長</p> <p>(3) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務、認定農業者等育成支援事業に 係る事務 秋田県農林水産部水田総合利用課長</p> <p>(4) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 秋田県農林水産部水田総合利用課長</p> <p>(5) <u>肥料コスト低減体系緊急転換事業</u> <u>秋田県農林水産部水田総合利用課長</u></p> <p>(6) <u>肥料価格高騰対策事業</u> <u>秋田県農林水産部水田総合利用課長</u></p> <p>3 略</p> |

秋田県農業再生協議会 文書処理規程 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(文書管理責任者)</p> <p>第4条 事務処理規程に定める事務の区分ごとに次に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <p>(事務の区分) (責任者) (責任者)</p> <p>(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農林水産部(以下「県」という。) 水田総合利用課長</p> <p>(2) 農地の利用集積に係る事務 県農林政策課長</p> <p>(3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 県農山村振興課長</p> <p>(4) 担い手の育成・確保に係る事務 県農林政策課長 一般社団法人秋田県農業会議事務局長</p> <p>(5) 産地ハーフアップ事業に係る事務 県園芸振興課長</p> <p>(6) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 県水田総合利用課長</p> <p>(7) 過年度の実施対策・事業に係る事務 県水田総合利用課長</p> <p>(8) 県協議会総務事務 県水田総合利用課長</p> <p>(9) 過年度の実施対策・事業に係る事務 県水田総合利用課長</p> | <p>(文書管理責任者)</p> <p>第4条 事務処理規程に定める事務の区分ごとに次に掲げる文書管理責任者を置く。</p> <p>(事務の区分) (責任者) (責任者)</p> <p>(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務 秋田県農林水産部(以下「県」という。) 水田総合利用課長</p> <p>(2) 農地の利用集積に係る事務 県農林政策課長</p> <p>(3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務 県農山村振興課長</p> <p>(4) 担い手の育成・確保に係る事務 県農林政策課長 一般社団法人秋田県農業会議事務局長</p> <p>(5) 産地ハーフアップ事業に係る事務 県園芸振興課長</p> <p>(6) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務 県水田総合利用課長</p> <p>(7) 過年度の実施対策・事業に係る事務 県水田総合利用課長</p> <p>(8) 県協議会総務事務 県水田総合利用課長</p> <p>(9) 過年度の実施対策・事業に係る事務 県水田総合利用課長</p> |

| | | |
|----------------------|-------------------------|---|
| | 新 | 日 |
| (10) <u>県協議会総務事務</u> | 秋田県農業協同組合中央会 常農農政部次長 | |

(案)
秋田県農業再生協議会規約

| | |
|-------|----------|
| 平成16年 | 3月24日制定 |
| 平成17年 | 4月13日改正 |
| 平成19年 | 4月13日改正 |
| 平成20年 | 12月10日改正 |
| 平成21年 | 4月10日改正 |
| 平成21年 | 7月17日改正 |
| 平成22年 | 4月21日改正 |
| 平成23年 | 4月27日改正 |
| 平成24年 | 4月20日改正 |
| 平成25年 | 3月6日改正 |
| 平成25年 | 4月15日改正 |
| 平成26年 | 2月20日改正 |
| 平成26年 | 4月18日改正 |
| 平成27年 | 2月6日改正 |
| 平成27年 | 4月21日改正 |
| 平成28年 | 4月25日改正 |
| 平成29年 | 4月26日改正 |
| 平成30年 | 4月25日改正 |
| 平成31年 | 4月26日改正 |
| 令和2年 | 4月28日改正 |
| 令和2年 | 8月28日改正 |
| 令和3年 | 4月28日改正 |
| 令和●年 | ●年●●日改正 |

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、秋田県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務局)

第2条 県協議会は、主たる事務局を秋田市八橋南二丁目10-16 秋田県農業協同組合中央会に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。

- (2) 水田収益力強化ビジョンの推進に関すること。
- (3) 県域の主食用米の「生産の目安」の提示に関すること。
- (4) 農地の利用集積に関すること。
- (5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。
- (6) 担い手の育成・確保に関すること。
- (7) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関すること。
- (8) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の推進に関すること
- (9) 肥料コスト低減体系緊急転換事業に関すること
- (10) 肥料価格高騰対策事業に関すること
- (11) その他、地域農業を振興するために必要なこと。

2 県協議会は、前項に関する業務の一部を農業協同組合等に委託して実施することができる。

第2章 構成

(県協議会の構成)

第5条 県協議会は、次の機関・団体をもって構成する。

- 秋田県（以下「県」という。）
- 秋田県市長会（以下「県市長会」という。）
- 秋田県町村会（以下「県町村会」という。）
- 一般社団法人秋田県農業会議（以下「県農業会議」という。）
- 秋田県農業協同組合中央会（以下「県農協中央会」という。）
- 全国農業協同組合連合会秋田県本部（以下「全農県本部」という。）
- 秋田県主食集荷商業協同組合（以下「県主食集荷商協」という。）
- 秋田県農業共済組合（以下「県農業共済組合」という。）
- 秋田県土地改良事業団体連合会（以下「県土地連」という。）
- 公益社団法人秋田県農業公社（秋田県農地中間管理機構）（以下「県農業公社」という。）
- 秋田県産米改良協会（以下「県産米改良協会」という。）
- 秋田県認定農業者組織連絡協議会（以下「県認定農業者協」という。）
- 秋田県米穀小売商業組合（以下「県米穀小売組合」という。）
- 公立大学法人秋田県立大学（以下「県立大」という。）
- 秋田県農業法人協会（以下「県法人協会」という。）

第3章 役員

(役員の定数及び選任)

第6条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 県協議会の会長には県知事を、副会長には県農協中央会会長、県農林水産部長を充てるものとする。

3 監事には、県市長会事務局次長、及び県町村会総務課長を充てるものとする。

(役員の職務)

第7条 会長は、県協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して県協議会の業務を掌理し、会長に事故がある時はその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見した時は、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要がある時は、総会を招集すること。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、3年とする。

2 棚欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第9条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第10条 県協議会は、役員が県協議会の役員としてふさわしくない行為をした時、その他特別の事由がある時は、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員の報酬)

第11条 役員は無給とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第12条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席者のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 県協議会の構成機関・団体より、会議の目的たる事項を示した書面により開催の請求があったとき。

(2) 第7条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) 会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第13条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、構成機関・団体に通知しなければならない。

3 総会の開催に当たっては、透明性をもって公正な議論が行われるよう予めインターネット、広報誌等を活用し、会議の日時、場所、目的及び審議事項の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第14条 総会は、構成機関・団体の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 構成機関・団体は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第16条に規定する場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約において別に定めるものほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定・変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。
- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

2 前項にかかわらず、国による制度変更や補正予算による新規事業へ対応するため、会長が緊急を要すると判断した場合は、幹事会の協議を経て書面による持ち回り議決ができるものとする。

(特別議決事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 構成機関・団体の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、主たる事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第19条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 秋田県市長会事務局長
 - (2) 秋田県町村会事務局長
 - (3) 秋田県農業協同組合中央会営農農政部長
 - (4) 全国農業協同組合連合会秋田県本部米穀部長
 - (5) 秋田県主食集荷商業協同組合業務部長
 - (6) 一般社団法人秋田県農業会議事務局長
 - (7) 秋田県土地改良事業団体連合会常務理事
 - (8) 公益社団法人秋田県農業公社事務局長
 - (9) 秋田県農業共済組合農産園芸部長
 - (10) 秋田県農林水産部次長
 - (11) 秋田県農林水産部水田総合利用課長

3 幹事長には、県農林水産部次長を充てるものとする。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第20条 この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) 第15条2項に関すること。
- (4) その他幹事会において必要と認めた事項

第6章 事務局等

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる機関・団体ごとに置く。

- (1) 県
- (2) 県農協中央会
- (3) 全農県本部
- (4) 県主食集荷商協
- (5) 県農業会議
- (6) 県農業公社

3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。

尚、前項第1号においては、各地域振興局単位に地域班を設置し、責任者として班長を置く。

4 会長は、構成する機関・団体の中から、事務局長及び事務局次長を任命する。

5 事務局長は、業務を総括し、事務局次長は、事務局長を補佐する。

(業務の執行)

第22条 県協議会の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程

- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程
(書類及び帳簿の備付け)

第23条 県協議会は、各事務局ごとに、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておくものとする。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 所掌する事務に係る収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (3) その他所掌する事務に係る前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第24条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第25条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第26条 県協議会の資金は、資金の種類ごとに区分経理することとし、その取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第27条 県協議会の事務に要する経費は、第25条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び收支予算)

第28条 県協議会の事業計画及び收支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第29条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び監査報告書について、総会の承認を得た後、これを主たる事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

第30条 会長は、第28条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、東北農政局長に提出しなければならない。

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第31条 この規約及び第22条各号に掲げる規程に変更があった場合、県協議会長は、遅滞なく東北農政局長に届出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第32条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雜則

(細則)

第33条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

付則

- 1 この規約は、設立総会において議決した日から施行する。
- 2 本推進本部の設立当初の役員の任期は、第8条1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。
- 3 本推進本部の設立初年度の事業計画及び予算は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本推進本部の設立初年度の会計年度は、第24条の規定にかかわらず県推進本部規約の施行日から平成17年3月31日までとする。
- 5 平成19年度に執行する平成18年産対策（麦・大豆品質向上対策、稲作所得基盤確保対策、及び担い手経営安定対策）については、なお、従前の例により取り扱うものとする。
- 6 秋田県担い手育成総合支援協議会の解散に伴い、事業及び会計並びに証拠書類等を本協議会が承継する。尚、承継時期は、秋田県担い手育成総合支援協議会が、東北農政局から秋田県農業再生協議会への権利義務の承継にかかる承認を受けた日とする。

付則 この規約の改正は、平成28年4月25日から施行する。

付則 この規約の改正は、平成29年4月26日から施行する。

付則 この規約の改正は、平成30年4月25日から施行する。

付則 この規約の改正は、平成31年4月26日から施行する。

付則 この規約の改正は、令和2年4月28日から施行する。

付則 この規約の改正は、令和2年8月28日から施行する。

付則 この規約の改正は、令和3年4月28日から施行する。

付則 この規約の改正は、令和●年●月●●日から施行する。

秋田県農業再生協議会 事務処理規程（案）

平成16年 3月24日制定
平成17年 4月13日改正
平成19年 4月13日改正
平成20年 4月14日改正
平成20年12月10日改正
平成21年 4月10日改正
平成21年 7月17日改正
平成22年 4月21日改正
平成23年 4月27日改正
平成24年 4月20日改正
平成25年 3月 6日改正
平成25年 4月15日改正
平成26年 2月20日改正
平成27年 2月 6日改正
平成27年 4月21日改正
平成28年 4月25日改正
平成29年 4月26日改正
平成30年 4月25日改正
平成30年10月 3日改正
令和 3年 4月28日改正
令和 4年 4月28日改正
令和 ●年 ●月●●日改正

（目的）

第1条 この規程は、秋田県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱について必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うこととする。

（事務処理の原則）

第2条 県協議会における事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならぬ。

2 ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打ち合わせ等を行ったときは、文書に準じて処理する。

3 県協議会の事務処理にあたっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

（事務処理体制）

第3条 県協議会の事務処理は、県協議会規約第21条第2項各号の事務局が次に掲げる事務を分担して行うものとし、各事務の区分ごとに責任者を置く。

【事務の区分】

【責任者】

（1） 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務

秋田県農林水産部（以下「県」という。）水田総合利用課長

(2) 農地の利用集積に係る事務

県農林政策課長

(3) 耕作放棄地の再生利用に係る事務

県農山村振興課長

(4) 担い手の育成・確保に係る事務

県農林政策課長

一般社団法人秋田県農業会議事務局長

(5) 産地パワーアップ事業に係る事務

県園芸振興課長

(6) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務

県水田総合利用課長

(7) 肥料コスト低減体系緊急転換事業に係る事務

県水田総合利用課長

(8) 肥料価格高騰対策事業に係る事務

県水田総合利用課長

(9) 過年度の実施対策・事業に係る事務

県水田総合利用課長

(10) 県協議会総務事務

秋田県農業協同組合中央会営農農政部次長

2 責任者は、当該事務の区分に係る文書取扱規程第4条に掲げる文書管理責任者及び当該事務の区分に係る会計処理規程第8条第2項の経理責任者を兼務することができる。

（雑 則）

第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、秋田県農業再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

付 則

1 この規程は、平成16年3月24日から施行する。

2 平成19年度に執行する平成18年産対策（麦・大豆品質向上対策、稲作所得基盤確保対策、及び担い手経営安定対策）については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

付 則

1 この改正は、平成27年2月3日から施行する。

2 平成27年1月9日から平成27年2月2日までに行った稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務の責任者については、第3条（7）の規定に基づくものとみなす。

付 則

この規程の改正は、平成28年4月25日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成29年4月26日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成30年4月25日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成30年10月3日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和3年4月28日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和4年4月28日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和●年●月●●日から施行する。

秋田県農業再生協議会 会計処理規程（案）

平成16年 3月24日制定
平成17年 4月13日改正
平成19年 4月13日改正
平成20年 4月14日改正
平成20年12月10日改正
平成21年 4月10日改正
平成21年 7月17日改正
平成22年 4月21日改正
平成23年 4月27日改正
平成24年 4月20日改正
平成25年 3月 6日改正
平成25年 4月15日改正
平成26年 2月20日改正
平成27年 2月 6日改正
平成27年 4月21日改正
平成28年 4月25日改正
平成29年 4月26日改正
平成30年 4月25日改正
平成31年 4月26日改正
令和 3年 4月28日改正
令和 4年 4月28日改正
令和 ●年 ●月●●日改正

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、秋田県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、県協議会の業務の適正かつ能率的な運営と予算の適正な執行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 県協議会の会計業務に関しては、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知）、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金交付要綱（平成21年4月1日付け20農振第2209号農林水産事務次官依命通知）農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱（令和3年1月29日付け2政統第1914号農林水産事務次官依命通知）、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第2155号農林水産事務次官依命通知）及び秋田県農業再生協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるものほか、この規程に定めるところによる。

（会計原則）

第3条 県協議会の会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

（1）県協議会の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。

- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続は、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第4条 県協議会の会計区分は以下に掲げるとおりとし、それぞれ事業年度毎に区分経理する。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業会計
- (2) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務会計
- (3) 認定農業者等育成支援事業会計
- (4) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業会計
- (5) 肥料コスト低減体系緊急転換事業会計
- (6) 肥料価格高騰対策事業会計

2 県協議会の業務執行上必要のある場合は、前項の会計と区分して特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条に関する口座は秋田なまはげ農業協同組合及び秋田銀行に開設する。

(会計年度)

第6条 県協議会の会計年度は、協議会規約に定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、会長とする。

(経理責任者)

第8条 事務処理規程に定める事務に応じて経理責任者を置く。

2 各事務の区分ごとの経理責任者は、次のとおりとする。

(事務の区分) (経理責任者)

(1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務

秋田県農業協同組合中央会営農農政部次長

一般社団法人秋田県農業会議事務局長

(2) 過年度の実施対策・事業に係る事務

秋田県農林水産部水田総合利用課長

(3) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務、認定農業者等育成支援事業に係る事務

一般社団法人秋田県農業会議事務局長

(4) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

秋田県農林水産部水田総合利用課長

(5) 肥料コスト低減体系緊急転換事業

秋田県農林水産部水田総合利用課長

(6) 肥料価格高騰対策事業

秋田県農林水産部水田総合利用課長

3 前項の各事務の区分の経理責任者は、当該事務に係る事務処理規程第3条第1項の事務責任者又は当該事務に係る文書取扱規程第4条による文書管理責任者を兼務することができる。

(帳簿書類の保存、処分)

第9条 会計に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は、次のとおりとし、各事務の区分ごとに担当した機関・団体において保存するものとする。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 予算及び決算書類 | 5年 |
| (2) 会計帳簿及び会計伝票 | 5年 |
| (3) 証ひょう書類 | 5年 |
| (4) その他の書類 | 3年 |

2 前項の保存期間は、決算完結の日から起算する。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 各会計区分は、収入及び支出の状況ならびに財務状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列ならびに内容については、会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次の原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は予算に基づいて処理しなければならない。
- (2) 収入と支出は相殺してはならない。
- (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠して行うものとする。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次のとおりとする。

- (1) 主要簿
 - ①仕訳帳
 - ②総勘定元帳
- (2) 補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

4 総勘定元帳及び補助簿の様式は、会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 いっさいの取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、次のとおりとする。

- ①入金伝票
 - ②出金伝票
 - ③振替伝票
- 3 会計伝票は証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。
- 4 会計伝票は作成者が捺印し、経理責任者の承認印を受けるものとする。
- 5 証ひょうとは、会計伝票の正当性を立証する書類をいう。

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票、又は証ひょう書類に基づいて記帳しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な係数でもって表示することにより、収支の合理的規制を行い、事業の円滑で適正な運営を図ることを目的とする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第17条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を経てこれを定める。

2 前項の事業計画及び収支予算について、総会の議決を得た後、東北農政局長に報告しなければならない。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は、会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は定められた目的以外に使用し、または流用してはならない。

第4章 出 納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において、金銭とは、現金及び預金をいう。

(金銭の収納)

第21条 金銭を収納したときは、領収証を発行するものとする。

2 金融機関への振込入金の場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しない。

(支払方法)

第22条 出納事務担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書、その他、取り引きを証する書類に基づき、経理責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、金融機関への振込みにより行うものとする。ただし、小口払、その他、これによりがたいとして経理責任者が認めた場合は、この限りでない。

(支払期日)

第23条 金銭の支払は、隨時行うものとする。

(領収証の徴収)

第24条 金銭の支払いについては、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込みの方法により支払いを行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもつて支払先の領収証に代えることができる。

(預金等の保管)

第25条 預貯金証書等については、経理責任者が責任を持って、厳重に保管し、管理しなければならない。

(金銭の過不足)

第26条 出納の事務を行う者は、原則として毎月1回以上、預貯金の残高の証明できる書類によりその残高と帳簿残高との照合を行うとともに、金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく経理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 物 品

(物品の定義)

第27条 物品とは、消耗品ならびに耐用年数1年以上の器具、備品をいう。

(物品の購入)

第28条 物品の購入については、事務局長の決裁を受けなければならない。

(器具、備品の照合)

第29条 出納事務担当者は、器具、備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、その移動及びき損、滅失があった場合は、経理責任者に通知しなければならない。

2 経理責任者は、毎事業年度1回以上現物照合し、差異がある場合は、所定の手続きを経て、台帳の整備を行わなければならない。

第6章 その他の経費

(経費の支出)

第30条 県協議会の運営に必要なその他の経費の支出については、第28条の規定を準用する。

2 外部講師等へは、謝金を支払うことができる。

3 総会の出席者へは、日額5,000円の謝金を支払うことができる。

4 旅費は、構成する機関・団体の規定を準用する。

第7章 決 算

(決算の目的)

第31条 決算は、第6条の会計年度内の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、会計年度ごとに財務状況を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第32条 決算は、毎半期末の半期決算と毎年3月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第33条 経理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次の計算書類を作成して翌月の15日までに各事務の区分ごとの責任者に報告するものとする。

- (1) 合計残高試算表
- (2) 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第34条 各事務の区分ごとの経理責任者は、毎事業年度終了後速やかに当該事業年度末における決算に必要な整理を行い、次に掲げる計算書類を作成し、会長に報告するものとする。

- (1) 収支計算書
- (2) 正味財産増減計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

(決算の確定)

第35条 会長は、前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて決算を確定する。

(報告)

第36条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を東北農政局長に報告しなければならない。

第8章 雜 則

第37条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項については、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成16年3月24日から施行する。
- 2 平成19年度に執行する平成18年産対策（麦・大豆品質向上対策、稲作所得基盤確保対策、及び担い手経営安定対策）については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

付 則

- 1 この改正は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成27年1月9日から平成27年2月2日までに行った稲作農業の体質強化緊急対策事業に係る事務については、第2条及び第4条（6）、その経理責任者については第8条（6）の規定に基づくものとみなす。

付 則

この規程の改正は、平成28年4月25日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成29年4月26日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成30年4月25日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成31年4月26日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和3年4月28日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和4年4月28日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和●年●月●●日から施行する。

秋田県農業再生協議会 文書取扱規程（案）

平成16年 3月24日制定
平成17年 4月13日改正
平成19年 4月13日改正
平成20年 4月14日改正
平成20年12月10日改正
平成21年 4月10日改正
平成21年 7月17日改正
平成22年 4月21日改正
平成23年 4月27日改正
平成24年 4月20日改正
平成25年 3月 6日改正
平成25年 4月15日改正
平成26年 2月20日改正
平成27年 2月 6日改正
平成27年 4月21日改正
平成28年 4月25日改正
平成29年 4月26日改正
平成30年 4月25日改正
平成30年10月 3日改正
令和 3年 4月28日改正
令和 4年 4月28日改正
令和 ●年 ●月●日改正

（目的）

第1条 この規程は、秋田県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における文書の取扱について必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正かつ能率的に行うこととする。

（文書の処理及び取扱の原則）

第2条 文書は、事件の当初から完結までのものを一括して綴るものとする。一括することができないものがあるときは、その旨を明らかにしておかなければならない。

第3条 文書は、確実、迅速に処理し、かつ丁寧に取り扱うとともに、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

（文書管理責任者）

第4条 事務処理規程に定める事務の区分ごとに次に掲げる文書管理責任者を置く。

（事務の区分） （責任者）

（1） 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務

秋田県農林水産部（以下「県」という。）水田総合利用課長

（2） 農地の利用集積に係る事務

県農林政策課長

（3） 耕作放棄地の再生利用に係る事務

県農山村振興課長

（4） 担い手の育成・確保に係る事務

県農林政策課長

一般社団法人秋田県農業会議事務局長

(5) 産地パワーアップ事業に係る事務

県園芸振興課長

(6) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る事務

県水田総合利用課長

(7) 肥料コスト低減体系緊急転換事業に係る事務

県水田総合利用課長

(8) 肥料価格高騰対策事業に係る事務

県水田総合利用課長

(9) 過年度の実施対策・事業に係る事務

県水田総合利用課長

(10) 県協議会総務事務

秋田県農業協同組合中央会営農農政部次長

(帳簿)

第5条 帳簿は、各事務局ごとに次に掲げるものを備えるものとする。

(1) 文書登録簿

(2) 簡易文書整理簿

(3) 文書保存簿

(文書の受領及び配付)

第6条 封書は、会長あて、及び事務局あてのものは開封し、受付印（別に定める。）を押印のうえ、事務担当者あて配付する。

2 前項以外の、特定の名義人あての封書は、そのまま、当該名義人あて配付し、当該名義人は、必要と認める場合は、受付印を押印するものとする。

(文書の登録)

第7条 受領した文書により起案した文書及び発議により起案した文書は、文書登録簿に登録する。

2 前項の登録は、当該文書の題名、発信者名、文書番号、受付年月日、登録年月日その他必要な事項を記載するものとする。

3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書及び発行名義人が事務局長に係る文書は、前2項の規定にかかわらず、簡易文書整理簿に所要事項を登録して整理するものとする。

(決裁等の順序)

第8条 起案文書の決裁等の順序は、原則として会長、副会長、各事務の区分ごとの責任者の逆の順序とする。

2 起案文書は、起案者が属する事務局の文書管理責任者及び経理責任者の決裁を受けなければならない。

(後伺い)

第9条 決裁権者が不在で緊急を要する場合には、最終決裁権者を除き、当該決裁権者を後伺いとして処理できる。

(文書の専決)

第10条 起案文書は、別に定めるところにより専決にすることができる。

(文書の代決)

第11条 副会長は、特に必要と認められる場合は、会長の代決をすることができる。

(供覧文書)

第12条 供覧文書については、起案文書によらず、受付文書の余白にゴム印等による決裁欄を設けて供覧することとして、差し支えない。

(文書番号)

第13条 文書番号は、次のとおりとする。

(1) 発行人が県協議会会長にあっては

秋農再(県) —

秋農再(中) —

秋農再(農) —

(2) 発行名義人が事務局長にあっては

秋農再事(県) —

秋農再事(中) —

秋農再事(農) —

2 文書番号は、事務の区分ごとに小区分を設ける。

3 文書番号は、規約に定める事業年度ごとに起番するものとする。

(文書の施行)

第14条 文書の施行に当たっては、文書登録簿又は簡易文書整理簿に所要事項を記入し、必要な場合は、公印を押印するものとする。

(発送)

第15条 文書管理責任者は、文書の発送に当たって通常郵便物のほか、速達、書留、その他特殊扱いにすることを指定することができる。

(文書の完結)

第16条 文書の決裁、供覧又は発送が終わったことにより、当該文書に係る事件が終了したときは、文書登録簿又は簡易文書整理簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第17条 文書の保存期間は、他の規定によるもののほか、次に掲げるとおりとする。

| (種類区分) | (保存期間) |
|--------|--------|
| 第1類 | 8年 |
| 第2類 | 5年 |
| 第3類 | 3年 |
| 第4類 | 1年 |

2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。

3 類別区分の標準は、別に定めるところによるものとする。

(保存文書の廃棄)

第18条 文書で保存期間を経過したものは、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後もなお、保存の必要のあるものは、この旨を明らかにして保存しておくものとする。

(雑 則)

第19条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、県協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成16年3月24日から施行する。
- 2 平成19年度に執行する平成18年産対策（麦・大豆品質向上対策、稲作所得基盤確保対策、及び担い手経営安定対策）については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

付 則

- 1 この改正は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成27年1月9日から平成27年2月2日までに行った稲作農業の体质強化緊急対策事業に係る文書事務については、本規程に基づいたものとみなす。

付 則

この規程の改正は、平成28年4月25日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成29年4月26日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成30年4月25日から施行する。

付 則

この規程の改正は、平成30年10月3日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和3年4月28日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和4年4月28日から施行する。

付 則

この規程の改正は、令和●年●月●●日から施行する。